

NPO法人NEXT EP
外部講師の謝金及び交通費規程

1 条 この規定は、外部から講師等を招聘し講演、勉強会その他のイベントを実施する際の講師謝金について定める。

2 条 謝金の額は、30分単価 5,000 円に設定し、端数については下表のように取り扱う。

30分まで	5,000円
31分～60分	10,000円
61分～90分	15,000円
91分～120分	20,000円
121分～150分	25,000円
151分～180分	30,000円

3 条 源泉所得税の徴収を行う場合には、前条で設定した金額が源泉所得税を差し引いた後の金額となる。

4 条 謝金の額の根拠となる時間数は、実際の講演を行う時間と、意見交換等（登壇して行うディスカッション等）にて拘束する時間の合計にて算出する。

5 条 外部講師への交通費を支払う場合には、下表を基準とする。

熊本県内	5,000円以内の額 ただし、外部講師の実際の移動にあたって、高速道路往復及びガソリン代等実態を勘案した際 5,000 円で不足する場合には 1,000 円単位で 5,000 円を超える額を設定することがある。
熊本県外	実費の立替精算もしくは 法人事務局にて電車・飛行機等の最短経路を積算した交通費

6 条 この規程に関わらず、個別に謝金及び交通費の額を設定することがある。

附則

この規程を平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程を令和 2 年 9 月 1 7 日より施行する。（令和 2 年 9 月 16 日理事会議決）